

経産省による事業

## 令和2年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 (住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)のうち

■ ZEH+実証事業

# 公募要領 (三次公募)

令和2年11月

## 注意事項

三次公募は、複数年度(2か年)事業のみの公募となります。 また、公募対象は Z E H + のみとします(<u>次世代 Z E H + は</u> 公募対象外)。

詳細は本公募要領の内容を必ずご確認ください。



## 補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という)」、及びSIIが定める「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)交付規程(以下「交付規程」という)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。 なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、 受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還 していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行 わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様)。
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という)を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
  - ※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいう(以下同じ)。
  - ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
- ⑧ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります(個人・個人事業主を除く)。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

2章

## **INDEX**

## 1章 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1	我が国	のZEH普及政策と補助事業について	
	1-1	事業趣旨	7
ZEŀ	十十実証	事業 三次公募	
1	事業概	要	
	1-1 1-2 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 1-3 (1) (2) (3) 1-4 (1) (2) 1-5 (1)	はじめに 事業内容 補助業規模 補助対象となる事業者と住宅 交付要件 ZEH+の選択要件について 補助分額 がよび上限額 公募の計画の がある がある がある がある がある がある がある がある がある がある	
2	事業要	<b>4</b>	
	2-1 2-2 2-3 (1) (2) 2-4 2-5	設備等の要件及び補助対象設備等一覧 [ZEH+の選択要件]及び補助対象設備等一覧 取得する省エネ性能表示の要件 省エネ性能表示取得に関する要件 注意事項 HEMS(エネルギー計測装置)の要件 ([ZEH+の選択要件]で「②高度エネルギーマネジメ、HEMS(エネルギー計測装置)の要件 ([ZEH+の選択要件]で「②高度エネルギーマネジメ、	26 ・・・・・・26 ・・・・26 ・・・・26 ント」を選択しない事業)・・・・・27

## **INDEX**

3	争業の	<b>美</b> 肔	
	3-1 3-2 3-3 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 3-4 (2) (3) (4) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 3-5 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (9) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	事業詳細スケジュール(三次公募)【本年度(12年来業計細スケジュール(三次公募)【後年度(22年来等等での表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	
4	交付申	請の方法	
5	4-1 4-2	申請について 交付申請 提出書類一覧表 請書及び添付書類の入力例	
6	由語書	提出先及び問合せ先	
	(1) (2)	提出先 提出先 発送の注意事項 問合せ先	
7	本年度(	1年目)の実績報告提出書類一覧	49

## <はじめに>

本公募要領において、

- ◎ 平成28年度「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金」(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)について「H28年度ZEH支援事業」
- ◎ 平成28年度補正予算「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)普及加速事業費補助金」について「H28年度補正ZEH普及加速事業」
- ◎ 平成29年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)」(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) について「H29年度ZEH支援事業」
- ◎ 平成30年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)」のうちZEH支援事業、先進的再エネ熱等導入支援事業、及び、平成30年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)」のうちZEH+実証事業、戸建分譲ZEH実証事業について「H30年度ZEH補助事業」
- ◎ 平成31年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)」のうちZEH支援事業、先進的再エネ熱等導入支援事業、平成31年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)」のうちZEH+実証事業、及び、平成31年度「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金」について「H31年度ZEH補助事業」
- ◎ 令和元年度補正予算「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金」のうち、コミュニティZEHによるレジリエンス強化事業、及び、ZEH+R強化事業について「R1年度補正ZEH補助事業」と記載する。

# 1章 我が国のZEH普及政策と 補助事業について

## 1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

## 1 -1 事業趣旨

我が国では「エネルギー基本計画」(2014年4月閣議決定)において、「住宅については、2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均で住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅(以下、「ZEH」という)の実現を目指す」とする政策目標を設定しています。

経済産業省 資源エネルギー庁は、この目標の達成に向けたZEHロードマップの検討を行い、そのとりまとめを2015年12月に公表しました。

また、経済産業省 資源エネルギー庁は、2017年7月に「ZEHロードマップフォローアップ委員会」を設置し、ZEHロードマップの見直し、2020年目標の着実な実現に向けた取り組み状況のフォローアップ、追加的な対策の検討や、2030年目標の実現に向けた課題と対策を検討するため、計4回の委員会とパブリックコメントを経てとりまとめを行い、2018年5月に公表しました。

これを受けて、令和2年度においては国土交通省、経済産業省、環境省が連携し、中小工務店が連携して建築する ZEH(ZEHの施工経験が乏しい事業者に対する優遇)、将来の更なる普及に向けて供給を促進すべきZEH(ZEH+、超高層集合住宅)、引き続き供給を促進すべきZEH(注文住宅、低層・中層・高層集合住宅)の促進支援を進めていく ことになりました。

本公募要領は、これら補助事業のうち、家庭内の大幅な低炭素化の実現を図ることを目的とした、環境省による ZEH支援事業、及び先進的再エネ熱等導入支援事業、並びに内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切な エネルギーの需給構造の構築を目的とした、経済産業省によるZEH+実証事業など<u>戸建住宅を対象とした補助事業</u>の 公募情報をとりまとめたものです。

- ※「コミュニティZEHによるレジリエンス強化事業」、「ZEH+R強化事業」については、 「令和元年度補正 コミュニティZEHによるレジリエンス強化事業 公募要領」、 「令和元年度補正 ZEH+R強化事業 公募要領」を参照ください。
  - ◆「ZEHロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」については、経済産業省 資源エネルギー庁の ホームページをご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saving/general/housing/index03.html

#### 【ご参考】ZEHロードマップにおけるZEHの定義

#### 【基本事項】

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の対象は暖冷房、換気、給湯、照明とする。 また、計算方法は、平成28年省エネルギー基準で定められている計算方法に従うものとする。なお、法改正等に 伴い計算方法の見直しが行われた場合には、最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法に従うこととする。

また、再生可能エネルギー量の対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。但し、エネルギー自立の観点から、再生可能エネルギーは全量買取ではなく、余剰電力の買取とすべきである。また、再生可能エネルギーを貯めて発電時間以外にも使えるよう、蓄電池の活用が望まれる。

#### ●『ZEH』の定義

以下の①~④の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1~8地域の平成28年省エネルギー基準( $\eta_{AC}$ 値、気密・防露性能の確保等の留意事項) を満たした上で、UA値 1、2地域:0. 4[W/m²K]以下、3地域:0. 5[W/m²K]以下、4~7地域:0. 6[W/m²K]以下)
- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量 削減

#### ● Nearly ZEHの定義

以下の①~④の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1~8地域の平成28年省エネルギー基準(η<sub>AC</sub>値、気密・防露性能の確保等の留意事項) を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/m<sup>2</sup>K]以下、3地域:0.5[W/m<sup>2</sup>K]以下、 4~7地域:0.6[W/m<sup>2</sup>K]以下)
- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の 一次エネルギー消費量削減

#### ● ZEH Orientedの定義

以下の①~②の全てに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1~8地域の平成28年省エネルギー基準(η<sub>AC</sub>値、気密・防露性能の確保等の留意事項) を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/m<sup>2</sup>K]以下、3地域:0.5[W/m<sup>2</sup>K]以下、 4~7地域:0.6[W/m<sup>2</sup>K]以下)
- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減 (再生可能エネルギー未導入でも可)
- ※ 都市部狭小地(北側斜線制限の対象となる用途地域(第一種及び第二種低層住居専用地域並びに 第一種及び第二種中高層住居専用地域)等であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、 住宅が平屋建ての場合は除く)及び多雪地域(建築基準法で規定する垂直積雪量が100cm以上に 該当する地域)に建築された住宅に限る。※1
- (注)上記はZEHロードマップにおけるZEHの定義であり、本事業の要件と異なる部分があります。 本事業の要件については次ページ以降をご確認ください。

# 2章 ZEH+実証事業 三次公募

三次公募は、複数年度事業(2か年事業)のみの公募となります。 また、公募対象はZEH+のみとします(次世代ZEH+は公募対象外)。

本公募要領において、

- ◎ 令和2年度を「本年度」
- ◎ 令和3年度を「後年度」

と記載します。

## 事業概要

## 1 -1 はじめに

本事業は、将来の更なる普及に向けて供給を促進すべきZEHとして、現行の『ZEH』より省エネルギーを更に深掘りするとともに、設備のより効率的な運用等により太陽光発電等の自家消費率拡大を目指したZEH(以下、「ZEH+」という)に加え、ZEH+に蓄電システム、燃料電池、V2H充電設備を活用するモデル(以下、「次世代ZEH+」という)の実証を支援するものです。

なお、三次公募で補助対象となる住宅はZEH+のみとします(次世代ZEH+は補助対象外)。

		ZEH+	次世代ZEH+
	事業規模	<b>約5,000万円</b> (三次公募分)	
	補助事業者	新築戸建住宅の建築主 又は既存戸建住宅の所有者となる個人	
	補助対象となる住宅	専用住宅など5つの条件を満たすもの	
補助金事業の主要素	交付要件の 主なポイント	ZEHロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること  ● 以下の要件を全て満たしていること ① 更なる省エネルギーの実現 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。  [ZEH+の選択要件] ② 以下のうち2つ以上を導入 1) 外皮性能の更なる強化 2) 高度エネルギーマネジメント 3) 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備または充放電設備	公募対象外
素	補助対象住宅の 補助額	一戸あたり 定額105万円 <内訳> 省エネルギー性能表示取得に係る費用:5万円 高性能断熱外皮(断熱材、窓)、高性能設備: 定額100万円	
	蓄電システムの 補助額		
	燃料電池の補助額		
	V2H充電設備の 補助額		

## 1 -2 事業内容

## (1)補助金名

令和2年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)

(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)のうちZEH+実証事業

略称:令和2年度 ZEH+実証事業 (以下、2章において「本事業」という)

## (2)事業規模

事業規模約5,000万円(三次公募分)

## (3)補助対象となる事業者と住宅

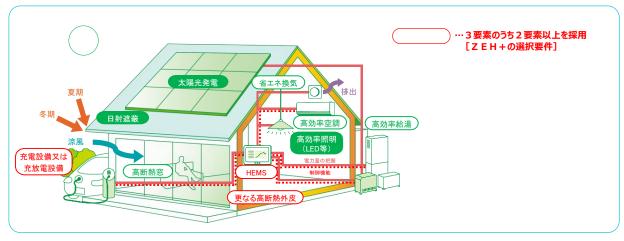
補助対象となりうる事業者(以下、「申請者」という)は、新築戸建住宅の建築主、又は既存戸建住宅の所有者となる個人に限ります。※1

但し、「暴力団排除に関する誓約事項」(P44参照)に記載されている事項に該当する者が行う事業は、 本補助金の交付対象としません。

補助対象となる住宅は下記①~⑤の条件を満たすものに限ります。

- ① 申請者が常時居住する住宅。
  - (住民票等による確認を事業完了後も求める場合があります)
  - (注)既存戸建住宅においては、申請時に住民票等の提出を求める場合があります。
- ② 専用住宅であること。
  - 但し、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」 (P23~P24参照)の要件を満たしている場合には申請することができます。
- ③ 既存戸建住宅の場合は、申請時に申請者自身が所有していること。 (登記事項証明書の提出を求める場合があります)
- ④ 賃貸住宅・集合住宅は対象外。
  - 但し、申請者が所有する賃貸住宅・集合住宅の一部に申請者が居住し、且つその住戸が本事業の公募要件を満たす場合は、その自宅部分について申請することができます。 \*2
- ⑤ 本年度(1年目)の実績報告までに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律 第53号(以下、「建築物省エネ法」という))第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等、第三者認証を 受けているものに限る)を取得し、後年度(2年目)において補助対象工事を完了する住宅であること。
  - ※1 三次公募において新築戸建建売住宅の購入予定者となる個人は公募対象外とします。
  - ※2「令和2年度 低中層ZEH-M促進事業」との併願はできません。

#### ■ ZEH+の概念図



## (4)交付要件

以下の要件を全て満たす住宅であること。

#### <ZEH+に係る要件>

- ① ZEHロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。
  - 1) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準(UA値)以上であること(P23参照)。
  - 2) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、<u>基準一次エネルギー消費量から25%以上</u> 削減されていること。<sup>※1</sup>
  - 3) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。 売電を行う場合は余剰買取方式に限る。<全量買取方式は認めません>
  - 4) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100% 以上削減されていること。※1 ※2 ※3
- ② 申請する住宅は、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナー(「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」参照)が関与(設計、建築、改修)する住宅であること。なお、平成28年度から令和元年度までに登録を受けたZEHビルダー/プランナーは、「令和元年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」を行っていること。 (ZEHビルダー/プランナー実績報告については「ZEHビルダー/プランナー登録公募要領」P18~P23参照)
  - (注) 住宅の種類とZEHビルダー/プランナー登録の地域・種別の区分は対応している必要があります。 例えば、既存戸建住宅の改修については、その住宅の地域において、既存戸建住宅の改修の区分で ZEHビルダー/プランナー登録をされている事業者が施工する既存戸建住宅の改修のみが対象となります。 異なる地域でZEHビルダー/プランナー登録されている事業者や注文住宅の区分のみでZEHビルダー/ プランナー登録をされている事業者が施工する既存戸建住宅の改修は、補助対象になりません。
- ③ 申請する住宅について、建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)にて、『ZEH』であることを示す証書を必ず本年度(1年目)の実績報告までに取得し、その写しを本年度(1年目)の実績報告時に提出できること(P26参照) \*\*4。
- ④ 導入する設備は本事業の要件を満たすものであること(P23~P24参照)。
- ⑤ 要件を満たすエネルギー計測装置を導入すること(P27参照)。
- ⑥ 既存戸建住宅は、住宅全体の断熱改修を含み、導入する設備は全て新たに導入すること。
- ⑦ 以下のうち2つ以上を選択し導入すること[ZEH+の選択要件](P15参照)。※5
  - 1) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準(UA値)以上であること。※6 1・2地域:0.30、3~5地域:0.40、6・7地域:0.50
  - 2) HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。
  - 3) 再生可能エネルギー・システムにより発電した電力を電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)に充電を可能とする設備、又は電気自動車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。※7

上記「①-4)」を除く要件を全て満たすNearly ZEHを本公募要領では「Nearly ZEH+」と記します。

- ※1 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号・以下、「建築物エネルギー消費性能基準」という)」に準拠するものとします。 また、エネルギー計算は空調(暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。
- ※2 再生可能エネルギー等を加えて100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含みます。
- ※3 本事業では、寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の場合に限り、 Nearly ZEH+も補助対象とします。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次 エネルギー消費量から75%以上削減されている必要があります。
  - なお、多雪地域は、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量、及び多雪地域に該当するものとします。
- ※4 本事業では、「※3」に該当する場合に限り、Nearly ZEH であることも可とします。 また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号。以下、「改正建築物省エネ法」 という)の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分について、交付申請時は改正前・改正後いずれの地域区分でも申請を可 としますが、本年度(1年目)の実績報告時に提出する省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)の地域区分は、 交付申請時の地域区分と一致させること。
- ※5 8地域については、[ZEH+の選択要件]のうち「外皮性能の更なる強化」(P15参照)は選択できません。
- ※6 本事業における暫定措置として、地域区分4及び5については、UA値が0.50以下であっても、要件を満たすものとみなします。
- ※7 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)の保管場所を申請する住宅の敷地内に設ける必要があります。

## (5) ZEH+の選択要件について

売電のみを前提とせず、創エネルギーの自家消費を意識した再生可能エネルギーの促進に係る措置として以下の ①~③の要件のうち2つ以上を導入することが[ZEH+の選択要件]となります。

但し、8地域については、以下の「2及び3の組合せ」を必須とします。

## ● 外皮性能の更なる強化

申請する外皮平均熱貫流率(UA値)がP25に示す基準を満たすこと。

注1: 本事業における暫定措置として、4地域及び5地域についてはUA値が0.50以下であっても、上記の要件を満たすものとします。

## 2 高度エネルギーマネジメント

HEMS (Home Energy Management System) により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。

- 1)「HEMS、暖冷房設備及び給湯設備」、並びに、「蓄電システム、燃料電池システム、充放電設備(V2H設備等)、 充電設備(設置する場合)」について、いずれもECHONET Lite AIF仕様に適合し、認証を取得しているもの\*1\*2 を設置してください。
  - ※1 ECHONET Lite AIF認証の取得を基本とするが、ECHONET Lite認証を取得した上で、相互接続性については自己確認(注)での対応を可能とすることを含めて判断します。
  - ※2 全館空調システム等の住宅に一体化した空気調和システムであって、且つ、ハウスメーカー、工務店等の独自仕様であるもののうち、他社で利用することが想定されないシステムの場合、当該システムについては、 HEMSとの相互接続性の自己確認<sup>(注)</sup>での対応を可能とします。
  - (注) 自己確認は、ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されているプロパティに対応した機能について 通信制御が可能であることを事業者(ハウスメーカー・工務店又は設備機器メーカー等)が確認し、 そのエビデンスを本年度(1年目)の交付申請時までに提出できることを条件とします(詳細はP30参照)。
- 2) HEMSコントローラによる操作を可能にするECHONET Lite プロトコル対応のアダプターが分離されている場合は、当該アダプターの設置を必須とします。

なお、ECHONET Lite AIF認証の取得を予定しているが、本年度(1年目)の交付申請時に取得が完了していない場合においては、取得に責任を有する主体(機器メーカー等)による、「事業完了時までの取得に係る意思決定を示す文書」を本年度(1年目)の交付申請書に添付するとともに、後年度(2年目)の事業完了までに補助対象住宅に導入された機器等の認証取得の対応を完了することを要件とします。

## ❸ 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための 充電設備または充放電設備

太陽光発電設備等により発電した電力を電気自動車※1(プラグインハイブリッド車を含む)に充電することを可能とする設備、または電気自動車と住宅間で充放電することを可能とする設備を設置し、車庫等において使用を可能とした上で、以下の要件を満たすこと。

- 1) 分電盤に専用の分岐回路(=専用回路)を設置すること。
- 2) 設置する専用回路は単相200V 20A以上とし、且つ、テストボタンが付いた「分岐回路用漏電 ブレーカー」を設置すること。
- EV充電用コンセント又はケーブル付き普通充電設備のいずれかを設置すること。
- 4) 充放電設備を設置する場合は、電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)から住宅へ放電する電力量もHEMSで計測すること。
- ※1 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)の所有については要件に含まれません。

## (6)補助対象

## ① 補助対象

住宅の設備等

補助の対象は、補助対象住宅に導入する設備等のうち、「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」 (P23~P24参照)に「該」と記載するもの。

※補助対象設備等は新品を導入すること。

#### ② 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)と重複する対象費用を含めないでください。

国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

また、本事業の補助対象経費の支払いが、国土交通省が実施する次世代住宅ポイント制度のポイント発行の対象とならないこと。

国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを 行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還 していただくことになります。

#### ③ 補助事業に係る工事の支払い

本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い(金融機関による振込)とすること。 手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払方法や、国土交通省が実施する次世代住宅ポイント制度で発行されるポイント等による支払いは不可とする。

## (7)補助金額および上限額

#### 補助対象住宅

- ・交付要件を満たす住宅
  - 一戸あたり 定額 105万円 (地域区分・建物規模によらず全国一律)
- ■各年度の補助金の額

内訳	本年度(1年目)	後年度(2年目)
省エネルギー性能表示取得に係る費用	5万円	_
高性能断熱外皮(断熱材、窓)、高性能設備	_	100万円

(注)省エネルギー性能表示取得に係る費用(5万円)のみ、又は後年度(2年目)の高性能断熱外皮、高性能設備(100万円)のみの申請は受付けしません。

※交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH+も同額の補助金額とする。

## 1 -3 公募方法

## (1)公募の方法

三次公募は、公募期間を定め、先着順に受付けます。

また、公募期間中であっても補助対象事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請分は、原則受理しませんので、十分注意してください。

SIIでは、申請状況をみて必要に応じて受付可能な補助金の残額をホームページで公表します。申請の目安としてください。

## 三次公募のポイント

- ① 本事業の一次公募および二次公募では、提案応募により取得した戸数割当決定番号を有する ZEHビルダー/プランナーが関与する住宅を公募対象としていましたが、三次公募では、戸数割当決定 番号の有無や使用状況に関わらずZEHビルダー/プランナーが関与する住宅を公募対象とします。
- ② ZEH+のみ申請を受付けます(次世代ZEH+は公募しません)。
- 採択件数(予算規模より想定) 三次公募 約1,000件

## (2)交付申請の受付方法

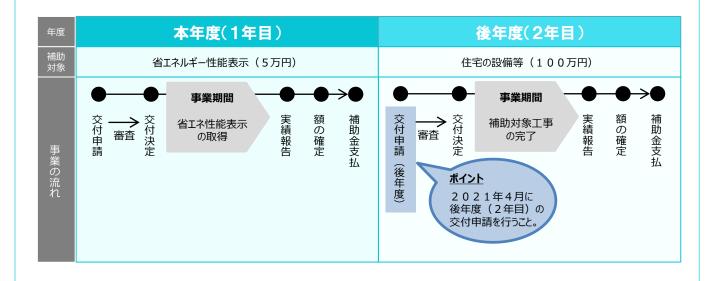
- ・三次公募は、公募期間内にSIIが受付けた申請書を順次審査し、審査の結果、補助事業として交付決定したものを申請者に対して通知します。
- ・申請書の受付は、公募期間内の平日(月曜~金曜)のみ行います。 (土日祝日は申請書の受付は行いません)
- (注) 公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので注意してください。
- (注) 不備不足のない申請書が到着した日が、交付申請の受付日となります。 申請書類に不備不足がある場合は、原則申請を受理しませんのでご注意ください。 特に、各種押印、本人確認書類、建築図面、実施計画書が不足する申請については、一切受理しません。 なお、到着後に不備不足が認められた申請書は不受理扱いとし、着払いにて申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)に返送します。
  - 不備書類の返送を受けた後に、改めて申請を希望する場合は、不備不足の解消を確認の上、申請してください。
- (注) 申請書の発送における注意事項(P48参照)を必ず確認の上、SIIに発送してください。
- (注) 公募期間中であっても、補助事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、 予算に達した日以降に到着した申請分は、原則受理しませんので、十分注意してください。 なお、予算に達した日及びその翌営業日以降に到着した申請書については、申請者(手続代行者がいる 事業は手続代行者)に着払いで申請書を返送します。

但し、公募初日に申請金額の合計が予算に達した場合は、不備・不足のない申請書類を対象として抽選を 行い、受付対象を決定します。

抽選結果は、申請書受領日から1週間以内に申請者(手続代行者がいる事業は手続代行者)に通知します。

## (3)複数年度事業について

- ・三次公募で採択する事業は複数年度(2か年)事業のみとなります。 本年度(1年目)にBELS評価書の取得を完了し、後年度(2年目)に高性能断熱外皮(断熱材、窓)及び高性能 設備に係る補助事業を完了させてください。
- ・各年度、補助金の交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります(下表、ポイント参照)。
- ・後年度(2年目)の補助金額は、本年度(1年目)の交付決定時に定めた金額を超えることはできません。
- ・三次公募で採択された補助事業の本年度(1年目)の事業期間は、交付決定日~2021年2月12日(金)までとし、2021年2月19日(金)までに実績報告書を提出すること。 また、後年度(2年目)の実績報告書は2021年10月29日(金)までに提出すること。



## 1 -4 事業スケジュール

## (1) スケジュールの詳細

#### <本年度(1年目)のスケジュール>

#### ① 公募期間

三次公募 2020年11月30日(月) 10時 ~ 2021年 1月 8日(金) 17時必着

- ※ 締切間際の申請は配送事故等で想定した到着日より遅くなる場合もありますので、余裕を持った申請を お願いします。なお、公募開始前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので、ご注意ください。
- ※ 公募期間中であっても、補助事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、 予算に達した日以降に到着した申請分は原則受理しませんので、十分注意してください。

#### ② 交付決定

申請書の到着日から約3週間を目途に都度交付決定を行います。

但し、申請が集中した場合や、申請内容に関するSIIからの問い合わせへの回答に時間を要した場合等は、その限りではありません。なお、最終交付決定日は2021年 1月29日(金)です。

※ 交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付しますので、事業に着手する前に必ずお読みください(P33参照)。なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。

## (本事業では、事務取扱説明会は実施いたしません)

#### ③ 事業期間

事業期間は原則以下のとおりとします。

本年度(1年目)の交付決定通知を受領後 ~ 2021年 2月12日(金)

## 4 実績報告

事業完了日から15日以内、且つ、以下の期日内に提出することを原則とします。

2021年 2月19日(金) 17時必着

※ 本年度(1年目)の事業完了日は、省エネルギー性能表示(BELS等)の評価書を取得し、且つ、取得費用の 支払が完了した日付を指します。

#### ■本年度(1年目)のスケジュール

	2020年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月				
本年度										

■後年度(2年目)のスケジュール(予定)



※ 後年度(2年目)の詳細スケジュールは、令和3年度事業の執行団体決定後に当該執行団体より補助事業者に お知らせします。

## <後年度(2年目)のスケジュール(予定)>

#### ⑤ 交付申請期間

2021年 4月初旬 ~ 2021年 5月 7日(金) 17時必着

※ 締切間際の申請は配送事故等で想定した到着日より遅くなる場合もありますので、余裕を持った申請をお願いします。なお、交付申請期間前に申請書類が到着した場合は、受理しませんので、ご注意ください。

#### 6 交付決定

申請書の到着日から約3週間を目途に都度交付決定を行います。 但し、申請が集中した場合や、申請内容に関するSIIからの問い合わせへの回答に時間を要した場合等は、 その限りではありません。なお、最終交付決定日は2021年 5月28日(金)です。

## ⑦ 事業期間

事業期間は原則以下のとおりとします。 後年度(2年目)の交付決定通知を受領後 ~ 2021年10月22日(金)

#### 8 実績報告

2021年 6月 1日(火) ~ 2021年10月29日(金) 17時必着 原則として、事業完了日から15日以内、且つ、上記の期間内に提出すること。

※ 後年度(2年目)の事業完了日は、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を 指します。

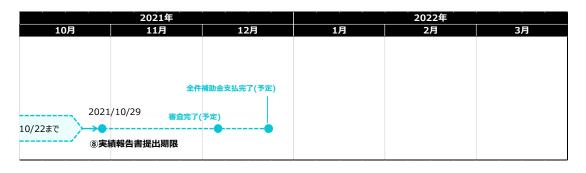
但し、補助対象住宅の[ZEH+の選択要件]で「②高度エネルギーマネジメント」を選択した事業は、エネルギー計測装置の表示項目の名称設定も完了すること(P28参照)。

## (2)公募説明会

本事業において、公募説明会は実施いたしません。



※ スケジュールは変更となることがあります。必ずSIIのホームページをご確認ください。



## 1 -5 重要事項

## (1)重要事項の詳細

- ① 交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に補助事業(省エネルギー性能表示(BELS等)の取得) に着手すること。
  - 原則、着手前の住宅建設地(更地)を交付決定番号が記載された<mark>指定のボード</mark>と共に必ず撮影すること。 ※ 住宅建設地に解体予定の既存建築物が建っている場合は、現況を撮影してください。
  - ※ 事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと罰則の対象となります。
- ② 交付決定後の申請内容の変更は原則認めません。
- ③ 申請者は、後年度(2年目)の事業完了後速やかに補助対象となる住宅に居住すること。 後年度(2年目)の実績報告書の提出日までに補助対象住宅に居住していない場合は、補助金の支払いが できない場合があります。
- ④ 交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(P44参照)に同意したものとします。申請者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の取り消し等の措置をとります。
- ⑤ 交付申請書並びに実績報告書に不備・不足がある場合は、原則、書類を受理しませんのでご注意ください。
- ⑥ 提出期日内に本年度(1年目)の実績報告書の提出がない場合は、後年度(2年目)の申請を含め、 事業を取下げたものとみなします。
- ※ P37 「注意事項」を必ず確認してください。

## 2 事業要件

## 2 -1 設備等の要件及び補助対象設備等一覧

- ・[ZEH+の選択要件]で①を選択する場合、で表示する項目はP25記載の追加要件があるので注意すること。
- ・[ZEH+の選択要件]で❷を選択する場合、で表示する項目はP25記載の追加要件があるので注意すること。
- ・[ZEH+の選択要件]で❸を選択する場合、で表示する項目はP25記載の追加要件があるので注意すること。

		設備等の種類	必須要件	補助対象		要件となる基準  原得セスターフ州光末ニは、建筑物ツェラ州等7条に其ベノツェラ州光末ニ(DDIS等、第二老羽紅な							
・取得する省エネ性能表示は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を 省エネ性能表示評価書 該 受けているものに限る)によるもので、補助対象住宅が『ZEH』(交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH であることも可とする)であることを示すものであること。										ΣΗ			
全体共通					した評価方法により、記以下であること。 ・設計一次エネルギー消削減されていること。 ・設備等のうち補助対象ことができるものを導入・寒冷地(地域区分1又)	設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から <b>25%以」</b> 削減されていること。 削減されていること。 設備等のうち補助対象となるものについては、JIS等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示す ことができるものを導入すること。 寒冷地(地域区分1又は2地域)、低日射地域(日射区分AI又はA2地域)、多雪地域(垂直積雪量100cm 以上)に限り、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて基準一次エネルギー消費」						ら <b>25%以上</b> 認を示す 言量100cm	
					地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
		●高断熱外皮		<b>※3</b> 該	外皮平均熱貫流率 (UA値)	0. 40	0以下	0. 50 以下		0. 60	0以下		_
		<b>公</b> 间的[50]	•	P2	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
					冷房期の平均日射 熱取得率(η <sub>AC</sub> 値)		基準	値なし		3. 0 以下	2.8 以下	2. 7 以下	3. 2 以下
	暖房 冷房 設備	②高効率個別エアコン (マルチエアコンも可)		<b>※4</b> 該	・主たる居室に設置する いる冷房効率 区分(V (https://www.kenker	いを満たす	機種であるこ	<u>ا</u> ك.					
				*4	*4 該 ・以下①~③のいずれかを満たすこと。 ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの。 ②熱源設備が電気ヒートボンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの。 ③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの。								
		パネルラジエーター			②熱源設備が電気ヒート	ポンプ式熱	源機であって	て暖房時CC	P3.3以上の		87%以上)の	Dもの。	
空調設備	暖房設備	パネルラジエーター	*1 ●		②熱源設備が電気ヒート	ポンプ式熱 たす給湯設 場合は以下 式またはガン ポンプ式熱	源機であって は備に接続し ①~③のい ス温水式であ 源機であって	て暖房時CC て空調する ずれかを満かって潜熱回 て暖房時CC	P3.3以上の らの。 たすこと。 収型(暖房部 P3.3以上の	もの。			
空調設備		温水式床暖房		該 <b>※4</b> 該	②熱源設備が電気ヒート ③「要件となる基準」を満 ・主たる居室に設置する ①熱源設備が石油温水 ②熱源設備が電気ヒート	ポンプ式熱 たす給湯設 場合は以下 式またはガン ポンプ式熱	源機であって は備に接続し ①~③のい ス温水式であ 源機であって	て暖房時CC て空調する ずれかを満かって潜熱回 て暖房時CC	P3.3以上の らの。 たすこと。 収型(暖房部 P3.3以上の	もの。			8
空調設備				該 <b>※4</b> 該	②熱源設備が電気ヒート ③「要件となる基準」を満 ・主たる居室に設置する ①熱源設備が石油温水 ②熱源設備が電気ヒート ③「要件となる基準」を満	ポンプ式熱 iたす給湯設 場合は以下の 式またはガラー ポンプ式熱 iたす給湯設	源機であって 備に接続し ①~③のい ス温水式であ 源機であって は備に接続し	て暖房時CC て空調する。 ずれかを満れって潜熱回 て暖房時CC て空調する。	P3.3以上の うの。 さすこと。 収型(暖房部 P3.3以上の うの。	もの。 3熱効率が8 もの。	37%以上)の	つもの。	8 基準値 なし
空調設備	設備	温水式床暖房 ②ヒートポンプ式 ※5 セントラル空調システム ②ヒートポンプ式 ※5		該 <b>※4</b> 該	②熱源設備が電気ヒート ③「要件となる基準」を満 ・主たる居室に設置する ①熱源設備が石油温水 ②熱源設備が電気ヒート ③「要件となる基準」を満 地域区分	ポンプ式熱語 たす給湯設 場合は以下 式またはガラ ポンプ式熱 話たす給湯設 1	源機であって 開催で接続し ①~③のい へ温水式であ 源機であって 対備に接続し 2 3.0以上	て暖房時CC て空調する。 ずれかを満れって潜熱回 て暖房時CC て空調する。	P3.3以上の らの。 たすこと。 収型(暖房部) P3.3以上の らの。	もの。 3熱効率が8 もの。	87%以上)の	つもの。	基準値
空調設備	設備	温水式床暖房  ②ヒートボンブ式 ※5 セントラル空調システム  ②ヒートボンブ式 ※5 セントラル空調システム		該 <b>**4</b> 該 <b>**</b> <b>**</b> <b>**</b> <b>**</b> <b>**</b>	②熱源設備が電気ヒート ③「要件となる基準」を満・主たる居室に設置する ①熱源設備が石油温水 ②熱源設備が電気ヒート ③「要件となる基準」を満 地域区分 COP	ポンプ式熱 所たす給湯設 場合は以下で ポンプ式熱 所たす給湯設 1	源機であって 使備に接続し ①~③のい ス温水式であ 源機であって に接続し 2 3.0以上 2 基準値なし	て暖房時CC て空調するもずれかを満かって潜熱回 て暖房時CC で空調するも 3	P3.3以上の さっ。 ですこと。 収型(暖房部 P3.3以上の る。 4 3.3以上	もの。 熱熱効率が8 もの。 5	6 3.7以上 6 3.3以上	7 7	基準値なし
空調設備	設備	温水式床暖房 ②ヒートポンプ式 ※5 セントラル空調システム ②ヒートポンプ式 ※5		該 <b>**4</b> 該 <b>**4</b>	②熱源設備が電気ヒート ③「要件となる基準」を満・主たる居室に設置する ①熱源設備が石油温水 ②熱源設備が電気ヒート ③「要件となる基準」を満 地域区分 COP	ポンプ式熱語 場合は以下 式またはガスポンプ式熱語 する別とする 1 1 係るJIS基準	源機であって 開機で接続し ①~③のい へ温水であるで 源機であって 準備に接続し 2 3.0以上 2 基準値なし を傾く切らて92: この場合は3.	て暖房時CC て空調する。 ずれかを満れ つって潜熱回 て暖房時CC て空調する。 3 3	P3.3以上の らの。 たすこと。 収型(暖房部 P3.3以上の らの。 4 3.3以上 4	もの。 熱効率が8 もの。 5 5	37%以上) <i>6</i> 3.7以上 6 3.3以上 p率·年間給於	つもの。 7 7 場効率が	基準値なし8
空調設備	設備	温水式床暖房  ②ヒートポンプ式 ※5 セントラル空調システム  ②ヒートポンプ式 ※5 セントラル空調システム  ②電気ヒートポンプ  給湯機		該 <b>**4</b> 該 <b>**4</b> 該 <b>**6</b>	②熱源設備が電気ヒート ③「要件となる基準」を満・主たる居室に設置する ①熱源設備が石油温水 ②熱源設備が電気ヒート ③「要件となる基準」を満 地域区分 COP 地域区分 COP ・貯湯缶が一缶のものに 3.3以上であること。既	ポンプ式熱 清たす給湯設 場合は以下で ポンプ式熱 またす給湯設 1 1 係るJIS基準 デ湯缶が多年域 (1・2・3地域	源機であって 定備に接続し ①~③のい へ温水式であ 源機であって を備に接続し 2 3.0以上 2 基準値なし を(JIS C 92: この場合は3.0の場合は3.0の場合は3.0の場合は3.0の場合は3.0の場合は3.00。	て暖房時CC て空調する。 ずれかを満れって潜熱回 て暖房時CC て空調する。 3 3 20)給湯機に の以上で間	P3.3以上の ですこと。 収型(暖房部 P3.3以上の 5の。 4 3.3以上 4 	もの。 熱効率が8 もの。 5 5 6湯保温效率・年間給	87%以上) <i>6</i> 3.7以上 6 3.3以上 ]率·年間給済 場効率が2.7	つもの。 7 7 場効率が 7以上である	基準値 なし 8
備	設備房備	温水式床暖房  ②ヒートポンプ式 ※5 セントラル空調システム  ②ヒートポンプ式 ※5 セントラル空調システム  ②電気ヒートポンプ  給湯機 (エコキュート等)  ②潜熱回収型ガス  給湯機		該 *** *** *** *** *** *** *** *	②熱源設備が電気と一・ ③「要件となる基準」を満・主たる居室に設置する ①熱源設備が石油温水 ②熱源設備が電気と一・ ③「要件となる基準」を満 地域区分 COP 地域区分 COP ・貯湯缶が一缶のものに 3.3以上であること。既 ・上記に関わらず寒冷地	ポンプ式熱語 場合は以ずえ 場合は以ガラ ポンプ式熱語 1 (係るJIS基準 たはガラ にはがう はいかった。 1	源機であった 開機で接続し ①~③のい へ温水式である。 定備に接続し 2 3.0以上 2 基準値なし 塩(JIS C 92: 最行の場合は3. 或)の場合は5.	て暖房時CC て空調する。 ずれかを満れって潜熱回 て暖房時CC て空調する。 3 20)給湯機は 、0以上で制 寒冷地年間	P3.3以上の。 ですこと。 収型(暖房部 P3.3以上の の。  4 3.3以上 4  こ基づく年間 おること。 給湯保温効率	もの。 熱効率が8 もの。 5 5 5 を湯保温効率・年間給給	6 3.7以上 6 3.3以上 9率・年間給記 場効率が2.7 あっては93%	つもの。 7 	基準値 なし 8
備	設備	温水式床暖房  ②ヒートポンプ式 ※5 セントラル空調システム  ②ヒートポンプ式 ※5 セントラル空調システム  ②電気ヒートポンプ 総湯機 (エコキュート等)  ②潜熱回収型ガス 給湯機 (エコジョーズ等)  潜熱回収型 石油給湯機	•	該 <b>***</b> <b>***</b> <b>***</b> <b>***</b> <b>***</b> <b>***</b> <b>***</b> <b>***</b> <b>***</b> <b>***</b> <b>***</b> <b>***</b>	②熱源設備が電気と一・ ③「要件となる基準」を満・主たる居室に設置する ①熱源設備が石油温水 ②熱源設備が電気と一・ ③「要件となる基準」を満 地域区分 COP 地域区分 COP ・貯湯缶が一缶のものに 3.3以上であること。氏・ 上記に関わらず寒冷地・ ・エネルギー消費効率が	ポンプ式熱設場合は以下ではまたはガスポンプ式熱設場合は以下ではまたはガスポンプ式熱設します。 1 1	源機であった機に接続し ①~③のいる温水である。 ②式である。 ③式である。  ③式である。 ③式である。 ③式である。 ③式である。 ③式である。 ③式である。 ③式である。 ③式である。 ③式である。  ③式である。 ③式である。 ③式ではないる。 ③式ではないるはないる。 ③式ではないるはないるはないるはないるはないるはないるはないるはないるはないるはないる	て暖房時CC て空調する。 ずれかを満かって潜時CC で空調する。 3 3 20)給湯機にの以上で間 導入する場。	P3.3以上の。 たすこと。 収型(暖房部 P3.3以上の あの。  4 3.3以上 4  こ基づく年間 ること。 給湯保温効 合の暖房給湯	もの。 熱効率が8 もの。 5 5 5 5 を・年間給記 ・兼用機にご	6 3.7以上 6 3.3以上 p率・年間給記 場効率が2.7 あっては939	つもの。 7 	基準値 なし 8
備	設備房備	温水式床暖房  ②ヒートポンプ式 ※5 セントラル空調システム  ②ヒートポンプ式 ※5 セントラル空調システム  ②電気ヒートポンプ 給湯機 (エコキュート等)  ②潜熱回収型ガス 給湯機 (エコジョーズ等)  潜熱回収型 石油給湯機 (エコフィール等)  ②ヒートポンプ・ガス 瞬間式併用型給湯機	*2	is **4 **is ***is	②熱源設備が電気と一・③「要件となる基準」を満・主たる居室に設置する ①熱源設備が石油温水 ②熱源設備が電気と一ト ③「要件となる基準」を満 地域区分  COP 地域区分  COP ・貯湯缶が一缶のものに 3.3以上であること。 ・上記に関わらず寒冷地 ・エネルギー消費効率が ・エネルギー消費効率が ・熱源設備は電気式と一・ ・熱源設備は電気式と一・	ポンプ式熱設 場合は以下す 場合は以ガオ 場合ははガオ 場合ははガオ 調かす 治湯 1 1 1 係るJIS基準 は(1・2・3地域 (594%以上())が102%以上() が102%以上()が102%以 はいる。強制額できるいる。強制額できるいる。 はいるによる。 はいるによる。 はいるによった。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる	源機であることでは、	て暖房時でCでで空調する。	P3.3以上の。 ですこと。 収型(暖房部の) P3.3以上の の。 4 3.3以上の るの。 4 3.3以上 4  をすこと。 総別は、 ないでは、	もの。 熱効率が8 もの。 5 5 5 6 湯保保温効 本・年間給計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37%以上)の 6 3.7以上 6 3.3以上 率・年間給行 場効率が2.7 あっては939 を持ち、年間 上同等以上の 集熱器」の性	Dもの。 7 	基準値 なし 8

	設	備等の種類	必須要件	補助対象		要件となる基準				
					・設置する換気設備は以下いず	れかの要件を満たすこと。				
46			  *7		換気	方式	要件			
省エネル	換気設備	(24時間換気に係るもの)	* <i>'</i>	該	熱交換型	換気設備	温度(顕熱)交換効率65%以上			
ルギー						ダクト式換気又は第一種換気	比消費電力が0.4W/(m³/h)以下			
- 設 備					熱交換型以外の換気設備	上記以外	比消費電力が0.2W/(m³/h)以下			
013	照明	LED照明			・LEDが光源であるもの。	•				
	設備	蛍光灯		_	・インバータータイプで100(lm/	(W)以上のもの。				
.,	エネルギー システム				_					
<b>2</b> ±	ニネルギー計	測装置(HEMS)	•		・「ECHONET Lite」規格の認 ・1台で住宅一棟の全エネルギ・ ・計測されたデータの表示ができ ・詳細はP27「HEMS(エネルキト」を選択しない事業)」参照。	ーを計測できるよう設置すること。 きること。	選択要件]で「❷高度エネルギーマネジメン			

#### ●:本事業で導入を必須とすること

- 〇:補助対象として導入する場合は、要件を満たすこと
- 該:本事業で導入した場合は、補助対象となるもの

## (注)補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。

- ※1 いずれかの冷房設備及び暖房設備を導入すること。 但し、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。
- ※2 いずれかの設備を導入すること。
- ※3 外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎等に用いる断熱材及び、窓・ガラス等の開口部材を補助対象とする。 構造材(柱、梁、筋違、構造ボード等)、内装ボード、仕上げ材(内装、外装)、玄関ドアは補助対象外とする。
- ※4 <高効率個別エアコンの場合> 室内機、室外機及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。 <温水式床暖房、ヒートポンプ式セントラル空調システムの場合> 専用熱源機及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※5 エネルギー計算において、ダクト式セントラル空調を選択する家庭用ダクト式エアコンにおいては、表内COP値ではなく、トップランナー基準で 定められているAPFを満たすことも可とする。
- ※6 熱源機、貯湯タンク及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※7 換気装置(本体)及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。

## 2-2 [ZEH+の選択要件]及び補助対象設備等一覧

本事業では、公募要領P15で示した通り、下記の❶から❸のうち2つ以上を導入することが[ZEH+の選択要件]となります。

- ●:外皮性能の更なる強化( で表示された項目) ②:高度エネルギーマネジメント( で表示された項目)
- ●: 電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備または充放電設備 で表示された項目)

各[ZEH+の選択要件]は、公募要領P23~P24「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」に示した要件を満たし、且つ、 選択した要件に応じて下表の追加要件を満たす必要があります。

選択要件		設備等の種類	必須 要件	追加要件								
				・各地域において下記の	UA値を満た	:すこと。						
				地域区分	1	2	3	4 * 1	5 <b>※</b> 1	6	7	8
0		高断熱外皮	•	外皮平均熱貫流率 (UA値)	0. 30	)以下		0. 40以下		0. 5	0以下	_
				※1 本事業における暫 たすものとします。	定措置として	、4地域及び	5地域につい	ヽてはUA値が(	0.50以下で	ゔあれば、[Z	EH+の選択	要件]を満
	空調	高効率個別エアコン (マルチエアコンも可)	(	・P29~P30「HEMS(: 選択する事業)(⑤⑥」 刻		測装置)の要	F件([ZEH+	-の選択要件]~	で「❷高度≥	エネルギーマ	ィネジメント」を	:
	設備	ヒートポンプ式 セントラル 空調システム	0	・「ECHONET Lite Al プロパティについて、I								
		電気ヒートポンプ 給湯機 (エコキュート等)										
	給	燃料電池 (エネファーム等)	0									
	湯設	潜熱回収型ガス給湯機										
	備	(エコジョーズ等)										
0		ヒートポンプ・ガス 瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)	0	· ·	P29~P30「HEMS(エネルギー計測装置)の要件([ZEH+の選択要件]で「❷高度エネルギーマネジメント」を 選択する事業)⑤⑥」参照。							
	蓄	電システム	0									
		放電設備 2H充電設備等)	0									
	充	電設備	0									
	Н	EMS	•	【HEMSコントローラ】 ・導入する計測対象の機器要件となるECHONET Lite AIF認証をすべて取得していること。 ・APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseパージョンは、導入する計測対象の設備要件となるReleaseバージョン以上であること。 ・詳細はP28「HEMS(エネルギー計測装置)の要件([ZEH+の選択要件]で「❸高度エネルギーマネジメント」を選択・事業)」参照。 ・SIIがホームページで公開する「エネルギー計測データの例」と同様の形式で計測データの書き出しが可能であること。							を選択する	
8	イ: した の:	気自動車(プラグインハ ブリッド車を含む)を活用 た自家消費の拡大措置 ための充電設備または 放電設備	・SIIがホームページで公開する「エネルギー計測データの例」と同様の形式で計測データの書き出しが可能であること。  ・EV充電用設備は車庫スペース等において使用可能とし、以下の要件を満たすこと。  1) 分電盤に専用の分岐回路(=専用回路)を設置すること。  2) 設置する専用回路は単相200V 20A以上とし、且つ、テストボタンが付いた「分岐回路用漏電ブレーカー」を設置すること。									

- ●:本事業で[ZEH+の選択要件]として選択した場合、必須となる追加要件。
- ○:本事業で[ZEH+の選択要件]として選択し、補助対象として導入する場合、必須となる追加要件。

## 2-3 取得する省エネ性能表示の要件

三次公募では、申請する住宅の建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)を必ず本年度(1年目)の実績報告までに取得し、本年度(1年目)の実績報告時にその写しを提出してください。

## (1)省エネ性能表示取得に関する要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 取得する省エネ性能表示は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)によるもので、補助対象住宅が『ZEH』※1であることを示すものであること。
- ② 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。
- ③ [ZEH+の選択要件]で「❶外皮性能の更なる強化」を選択した事業については、外皮平均熱貫流率(UA値)が P25に示す基準を満たしていること。
- ④「省エネ性能表示」及びその表示に関する「評価書」を入手し、本年度(1年目)の実績報告時にその写しを提出できること。
  - ※1 本事業では、交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEHであることも可とします。

## (2)注意事項

- ① 本年度(1年目)の実績報告書提出の期日までに省エネ性能表示を取得できない(又は取得しない)場合は、 補助金の交付を受けることができませんので注意してください。
- ② 省エネ性能表示を受けた結果、本事業の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を受けることができません。
- ③ エネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)は、例年4月と10月に改変が行われていますので、十分注意してください。

## 【参考】国土交通省 建築物省エネ法のページ(2020年7月1日) http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\_house\_tk4\_000103.html

※ガイドラインに基づく第三者認証表示制度であるBELSについてはこちらを参照ください。 https://www.hyoukakyoukai.or.jp/bels/bels.html

## 2 -4 HEMS(エネルギー計測装置)の要件([ZEH+の選択要件]で「②高度エネルギーマネジメント」を選択しない事業)

補助対象住宅に設置するHEMS(エネルギー計測装置)は以下の①~③の要件を全て満たすこと。

## ① HEMS(エネルギー計測装置)の機器要件

- 1) 「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。 ※APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンについては問いません。
- 2) 1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- 3) 計測されたデータの表示ができること。

## ② 計測ポイントの要件

計測ポイントは以下の「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

■エネルギー計測 要件一覧表

機能区分	計測項目	必須要件
太陽光発電	発電量	•
システム	売電量 <sup>※1</sup>	•
	系統からの買電量	•
	住宅全体の電力使用量	•
	暖冷房設備の電力使用量 <sup>※3</sup>	0
電力量の 計測・取得 <sup>※2</sup>	ヒートポンプ式給湯機の 給湯設備(エコキュート等)の電力使用量	0
HIM WIN	ガスコージェネレーションシステム (エネファーム等)の発電量	0
	照明設備の電力使用量	-
	換気設備の電力使用量	-
蓄電システムの	充電力量	0
利用状況	放電力量	0
電気自動車を活用した充電設備 (プラグインハイブリッド車を含む)	充電力量	0
電気自動車を活用した充放電設備	充電力量	0
(プラグインハイブリッド車を含む)	放電力量	0
使用電力 計測·取得間隔 <sup>※4</sup>	1時間以内	•
データ蓄積期間 <sup>※5※6</sup>	1時間以内の単位 1カ月以上	•
/ 一ク留復別间	1日以内の単位 13カ月以上	•

凡例 ●:必須項目 ○:計測対象設備設置の場合は、必須

- ※1 太陽光発電システムとガスコージェネレーションシステムによるダブル売電の場合は、太陽光発電システムの 売電量とガスコージェネレーションシステムの売電量の合算値でも可とします。
- ※2 積算消費電力量(Wh)。
- ※3「主たる居室」に設置する暖冷房設備の電力量を計測できること。
- ※4 積算消費電力量(Wh)の計測又は取得間隔。
- ※5 HEMS(エネルギー計測装置)により計測した所定時間単位の積算消費電力量データをHEMSコントローラ、 あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。
- ※6 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。

## ③ 運用時の要件

後年度(2年目)の事業完了後、HEMSコントローラ等に蓄積されたデータをもとにしたエネルギー使用量の報告が可能であること(詳細はP29を参照)。

## 2 -5 HEMS(エネルギー計測装置)の要件([ZEH+の選択要件]で「②高度エネルギーマネジメント」を選択する事業)

[ZEH+の選択要件](P15参照)で「❷高度エネルギーマネジメント」を選択する補助対象住宅に設置するHEMSの要件は以下の①~⑥の要件を全て満たすこと。

## ① HEMSの機器要件

【エネルギー計測装置(HEMS)】

- 1) 「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。
- 2) 1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- 3) 計測されたデータの表示ができること。

## 【HEMSコントローラ】

- 1) 導入する計測対象の機器要件となるECHONET Lite AIF認証を全て取得していること。
- 2) APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンは、導入する計測対象の 設備要件となるReleaseバージョン以上であること。
  - ※後年度(2年目)の実績報告書提出までに、ファームアップ等を行う予定で、且つその性能を有する機器も可とします。
- 3) <u>SIIがホームページで公開する「エネルギー計測データの例」と同様の形式で計測データの書き出しが可能</u>であること。

## ② 計測ポイントの要件

計測ポイントはP27で示す「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

## ③ HEMSコントローラの設定要件

- 1) エネルギー計測装置で計測する項目毎に、HEMSコントローラやモニタに表示される計測対象の項目名称 の設定をすること。
  - ※項目名称の設定は、後年度(2年目)の実績報告時までに完了すること。
  - ※名称の設定が出来ない機器や、モニタ画面上で項目名称の設定が行えてもデータの書き出しに反映しない場合は要件未達とみなします。
- 2) 「②計測ポイントの要件」を満たし、且つ、後年度(2年目)の実績報告時に計測項目名の確認ができる分電盤写真等の提出ができること。
  - ※P27で示す計測ポイントの計測が確認できるように記載すること。

## 4 計測データの要件

エネルギー計測装置の表示項目の名称設定を完了することで後年度(2年目)の事業完了とします。

#### 【エネルギー計測の要件】

- 1) 以下の要件を全て満たしていること。
  - ・P27に示す「②計測ポイントの要件」において必須の計測ポイント毎に計測すること。
  - ・1時間毎の計測値(単位:Wh)であること。
  - ・計測項目や年月、日時が記載されていること。
  - ・SIIがホームページで公開する「エネルギー計測データの例」と同様の形式で計測データの書き出し が可能であること。URL: https://sii.or.jp/meti\_zeh02/zeh\_plus/public.html

## 【運用時の要件】

申請者は、後年度(2年目)の事業完了後2年間、HEMSコントローラ等に蓄積された計測データを記録・ 保存すること。

三次公募では、[ZEH+の選択要件]で「②高度エネルギーマネジメント」を選択した事業で交付決定を受けた補助事業者のエネルギー計測データの報告は不要とします。

但し、後年度(2年目)の事業完了後2年間は、国またはSIIの求めに応じて提出できるよう、HEMSコントローラ等に蓄積された計測データを保存してください。

## 5 相互接続性における制御の要件

- 1) 導入する通信制御対象の各設備とHEMSコントローラ間において、それぞれの相互確認を必須化されている プロパティに対応した機能を通信制御できること。
- 2) 設置するHEMSコントローラのAPPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンは、下表に示す通信制御対象の各設備に対し、上位のReleaseバージョンであること。

導入設備	APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規程	
空調設備	Release D 以降	
ヒートポンプ給湯設備(エコキュート等)		
燃料電池システム(エネファーム等)	Release C 以降	
潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等)		
ハイブリッド給湯設備	ハイブリッド給湯器クラスはRelease L 以降 瞬間式給湯器クラスはRelease C 以降	
蓄電システム	Release H 以降	
充放電設備(V2H充電設備等)	Release G 以降	
充電設備	Release J 以降	

※後年度(2年目)の実績報告書提出までに、ファームアップ等を行う予定で、且つその性能を有する機器も可とします。

3) 通信制御対象の各設備においてHEMSコントローラによる操作を可能にするECHONET Lite プロトコル対応のアダプターが分離されている場合は、当該アダプターの設置を必須とします。

## ⑥ AIF認証の要件と、これに代わる相互接続性自己確認の要件

ECHONET Lite AIF認証で、相互確認を必須化されている各プロパティ(スーパークラス規程に該当するものは除く)について、アクセスルールで定められた事項の情報を、ECHONET Liteの必須プロトコル(併せて各社の独自のプロトコルも使用可能)でHEMSコントローラから通信制御可能であることとします。

なお、相互接続性の確認については、機器種別の市場における普及動向を踏まえ、自己確認を可能とします。 但し、その場合においても、住宅に一体化した空気調和システムで独自仕様であるもののうち、他社で利用する ことが想定されないシステムを除く設備においては、ECHONET Lite認証の取得を必須とする。

## <相互接続性の自己確認を示す書類>

- 1) 設備メーカー等が、ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されている各プロパティ(別表1) の通信制御試験を実施し、自己確認したことを証する書面(自由書式)。
- 2) HEMSコントローラと住宅設備との相互接続性を確認できたホワイトリスト (メーカー等が自社ホームページに掲載するなどして一般に公表されているもの)。

## <提出方法>

本年度(1年目)の交付申請時に、補助対象住宅に導入予定の機器に関する相互接続性の自己確認を示す 書類をSIIへ提出すること。

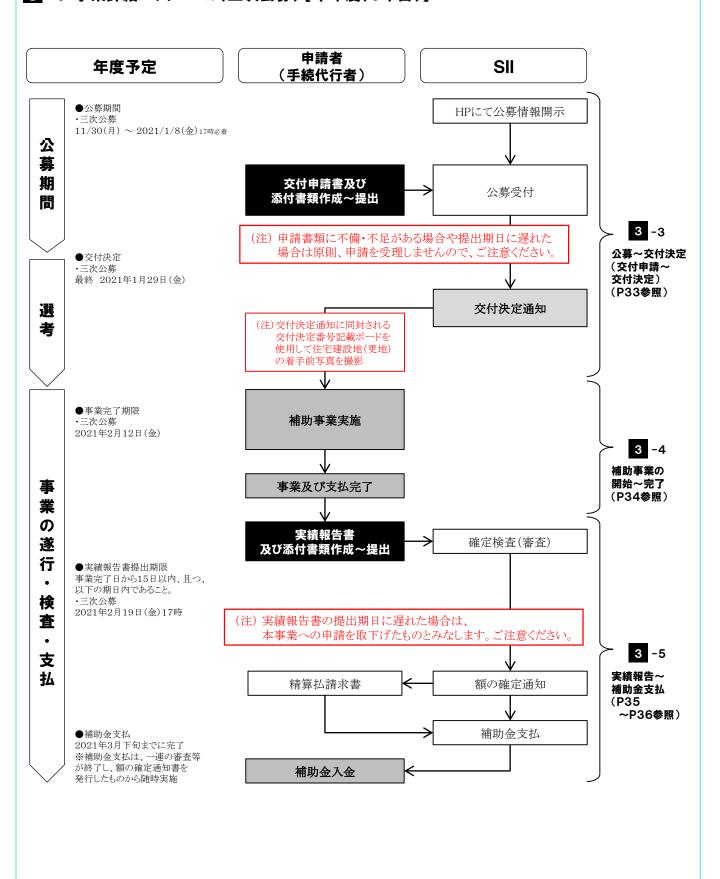
## 【別表1】 ECHONET Lite AIF認証で、相互確認を必須化されている各プロパティ

機器	プロパティ名		
家庭用エアコン	·動作状態 ·節電動作設定	<ul><li>・運転モード設定</li><li>・温度設定値</li></ul>	・室内温度計測値 ・風量設定
ヒートポンプ給湯器 (エコキュート等)	・動作状態 ・沸き上げ自動設定	・昼間沸き増し許可設定 ・給湯中状態	_
潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ等)	·動作状態 ·給湯器燃焼状態	・風呂給湯器燃焼状態 ・風呂自動モード設定	_
燃料電池 (エネファーム等)	•動作状態	•瞬時発電電力計測値	・積算発電電力量計測値
ハイブリッド給湯器	•動作状態	・太陽光発電連携モード設定 <sup>※1</sup>	_
蓄電システム	·動作状況 ·識別番号 ·現在時刻設定 ·現在年月日設定 ·AC実効容量(充電·放電)	· A C 充電·放電可能容量 · A C 充電·放電可能量 · A C 積算充電·放電電力量計測値 · A C 充電量·放電量設定値 · 最小最大充電量·放電電力値	・運転動作設定(充電・放電・待機は必須) ・運転モード設定(充電・放電・待機は必須) ・系統連系状態 ・蓄電残量(Wh・Ah・%いずれかの搭載が必須) ・蓄電池タイプ
充放電設備 (V2H充電設備等)	•動作状態	・定格充電能力 ・定格放電能力 ・車両接続・充放電可否状態 ・最小最大充電電力値 ・最小最大放電電力値 ・最小最大充電電流値 ・最小最大放電電流値 ・最小最大放電電流値 ・充放電器タイプ ・運転モード設定	・車両接続確認*2 ・車載電池の放電可能容量値1*3 ・車載電池の放電可能残容量1*3*4 ・車載電池の放電可能残容量3*3*4 ・車載電池の使用容量値1*3 ・車載電池の使用容量値1*3 ・車載電池の電池残容量1*3*4 ・車載電池の電池残容量3*3*4
充電設備	•動作状態	・定格充電能力 ・車両接続・充電可否状態 ・充電器タイプ ・運転モード設定	・車両接続確認 <sup>*2</sup> ・車載電池の充電可能容量値 <sup>*3</sup> ・車載電池の充電可能残容量値 <sup>*3</sup> ・車載電池の使用容量値1 <sup>*3</sup> ・車載電池の電池残容量1 <sup>*3</sup> <sup>*4</sup> ・車載電池の電池残容量3 <sup>*3</sup> <sup>*4</sup> ・車両ID <sup>*3</sup>

- ※1 太陽光発電余剰電力時間帯にヒートポンプ貯湯運転を行う。
- ※2 充放電器タイプ又は充電器タイプがDC\_タイプAAの場合のみ必須。
- ※3 充放電器又は充電器に接続する電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)から出力される場合、応答必須。
- ※4 いずれかのプロパティーを搭載すること。

## 3 事業の実施

## 3 -1 事業詳細スケジュール(三次公募)【本年度(1年目)】



## 3 -2 事業詳細スケジュール(三次公募)【後年度(2年目)】(予定) 後年度(2年目)の詳細スケジュールは、令和3年度事業の執行団体決定後に当該執行団体より補助事業者に お知らせします。スケジュールは変更となることがあります。必ず当該執行団体のホームページをご確認ください。 申請者 年度予定 執行団体 (手続代行者) ●交付申請期間 交付申請情報開示 2021/4/初旬 ~ 5/7(金)17時必着 交 付 申 請 交付申請書及び 交付申請受付 添付書類作成~提出 期 間 (注)申請書類に不備・不足がある場合や提出期日に遅れた 場合は原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。 ●交付決定 最終 2021年5月28(金) 交付決定通知 選 考 ●事業完了期限 補助事業実施 2021年10月22日(金) 事 事業及び支払完了 業 ഗ 実績報告書 遂 確定検査(審査) 及び添付書類作成~提出 行 ●実績報告書提出期間 ※必要に応じて、確定検査 ·後年度(2年目) を行います 2021/6/1(火) ~ 2021/10/29(金)17時 検 事業完了日から15日以内、且つ、 上記の期日内であること。 査 (注) 実績報告書の提出期日に遅れた場合は、 本事業への申請を取下げたものとみなします。ご注意ください。 支 払 精算払請求書 額の確定通知 補助金支払

●補助金支払 2021年12月下旬までに完了 ※補助金支払は、一連の審査等 が終了し、額の確定通知書を 発行したものから随時実施

<定期報告アンケート> 後年度(2年目)の補助事業終了後 2年間半期毎に実施 補助金入金

定期報告アンケート提出

データ収集・解析

## 3-3 公募~交付決定

## (1)事業の公募

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し公募を行います。 SIIホームページ(https://sii.or.jp/meti zeh02/zeh plus/)に公募記事を掲載します。

## (2)提案応募

三次公募では、提案応募は不要です。

## (3)交付申請

申請者は、P40以降の「交付申請書及び添付書類の入力例」に従い、提出に必要な書類(P39「提出書類一覧表」参照)を作成し、原本を公募期間中にSII指定の提出先(P48「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。 (原本の写しは手元に必ず保管のこと。)

三次公募では、戸数割当決定番号の有無や使用状況に関わらずZEHビルダー/プランナーが関与する住宅を公募対象とします。

申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。

また、公募期間中であっても補助事業の申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請分は、原則受理しませんので注意してください。

なお、<u>SIIでは申請状況をみて必要に応じて受付可能な補助金の残額をホームページで公表します。</u>申請の目安としてください。

## (4)手続代行者について

申請者は、申請について、第三者に依頼することができます。申請の手続きを代行するもの(以下、「手続代行者」という)は、申請者の了解のもとで依頼された内容について、間違いや不備等の無いよう注意して申請を行ってください。手続代行者による申請の場合、申請書類に関するSIIからの問合せや訂正依頼に確実に対応できることを要件とします。問合せは手続代行者へ連絡しますので、申請者の不利益にならないように対応してください。交付決定通知書等の正式な通知書面は申請者に送付します。

なお、ZEHビルダー/プランナーは手続代行者を兼務することができます。

※注意事項・・・事業の実施について、手続代行者は申請者の十分な理解を得られるように説明を行ってください。

## (5)審査

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定められた審査基準に基づき、応募のあった申請書に対し審査を行います。

## (6)採択

SIIは、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認した申請について、補助事業を採択します。

## (7)交付決定

SIIは、補助事業となった事業について交付決定を行います。

交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではありません。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取り消しとなる可能性があります。

交付決定については採択、不採択に関わらず申請者に審査の結果を通知します。

交付決定後に、申請者宛に「交付決定通知」を送付し、手続代行者宛に「交付決定通知の写し」、「事務取扱説明書」 及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。

「事務取扱説明書」については、事業に着手する前に必ず参照の上、関連書類を作成してください。

なお、手続代行者を介さない場合は、申請者宛に「事務取扱説明書」及び「交付決定番号が記載された指定のボード」を送付します。

(注1)審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

(注2)国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げる ことを条件に交付決定します。

## 3 -4 補助事業の開始~完了

## (1)補助事業の開始

交付決定通知を受領し、**交付決定番号を得た後**に補助事業(省エネルギー性能表示(BELS等)の取得)に着手してください。

原則、「着手前写真用ボード」に工事名称、撮影日時、撮影者名を記入し、住宅建設地(更地)にて着手前写真用ボードを写し込み、以下①、②のアングルで着手前写真を合計2枚撮影してください。

- ① 予定される完成写真のアングルで敷地と前面道路を写したもの
- ② ①と別アングルで周辺建物等を写し込んだ遠景写真

## 

- ※ 住宅建設地に解体予定の既存建築物が建っている場合は、現況写真を撮影してください。
- ※ 事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

## (2)中間報告

三次公募では中間報告は不要です。

## (3)補助事業の計画変更

交付決定日以降の変更は原則として認めません。

## (4)事業完了日

本年度(1年目)の事業完了日は、省エネルギー性能表示(BELS等)の評価書を取得し、且つ、取得費用の支払が完了した日付を指します。

後年度(2年目)の事業完了日は、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。 但し、補助対象住宅の[ZEH+の選択要件]で「②高度エネルギーマネジメント」を選択した事業は、エネルギー 計測装置の表示項目の名称設定も完了すること(P28参照)。

## 3 -5 実績報告~補助金支払

## (1) 実績報告及び補助金の額の確定

補助事業者は、事業が完了した後、実績報告書を指定期日までにSIIに提出してください。 SIIは、実績報告書の提出を受け、申請内容に係る審査を行い、内容が適正であると認めた場合、補助金の 交付を確定し、補助事業者にその旨を通知します。

実績報告書の提出書類については、交付決定通知書と同時に配布される「事務取扱説明書」を参照の上、 関連書類を作成してください。

- ※提出期日内に本年度(1年目)の実績報告書の提出がない場合は、後年度(2年目)の申請を含め、事業を 取下げたものとみなします。
- ※虚偽の報告等により不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

#### ■実績報告書添付書類

- ① 着手前写真
  - 「3-4 (1)補助事業の開始」を参照し、撮影した着手前写真をSII指定の写真台紙に貼り付け、カラーで出力したものを提出すること。
- ② 確認済証の写し 確認申請不要の地域は建築工事届の写しを提出。 ※本年度(1年目)中に取得できない場合は、後年度(2年目)に提出すること。
- ③ BELS評価書の写し 評価書には、『ZEH』※1であること及び、一次エネルギー消費削減率が記載されていること。
- ④ エネルギー計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し) 国立研究開発法人 建築研究所が公開する計算支援プログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー 消費量の計算結果表の写しを提出すること。なお、評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ⑤ 平面図、立面図及び矩計図又は断面図 BELS評価書申請時に提出したものの写し(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ⑥ 外皮計算書(BELS評価書申請時に提出したものの写し)\*2 交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書。 評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。
- ⑦ 外皮仕様調書※2
- ⑧ 【高度エネルギーマネジメント】相互接続性確認表<sup>※3</sup> 補助対象住宅に導入するHEMS (エネルギー計測装置)及び通信制御対象機器のAPPENDIX ECHONET 機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンを記入したものを提出すること。
- ※1 寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の 場合に限り、Nearly ZEHであることも可とします。
- ※2 UA値の記載がある建設住宅性能評価書を取得する場合は不要。
- ※3 「ZEH+の選択要件]で「②高度エネルギーマネジメント」を選択した場合のみ提出すること。

## (2)確定検査

確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものです。確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけでなく、交付決定の取消しの対象となり、さらに不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となるので、事業遂行にあたっては細心の注意を払うこと。

## (3)補助金支払

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払います。

## (4)事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

# (5)使用状況の報告

本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助事業者による下記の報告が要件となります。報告がなかった場合には、補助金の交付決定の取り消し又は返還を求める場合があります。 ※なお、ご報告いただいた内容は個人情報を除いた上で国またはSIIから公表する場合があります。

### 【補助事業終了後(定期報告アンケート)】

補助事業者は、後年度(2年目)の補助事業終了後2年間、半期毎にエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置等を使用し「定期報告アンケート」にて報告を行ってください。報告方法は、PC等インターネットに接続可能な機器を使用して報告を実施してください。

また、別途、他のアンケート調査、省エネルギー効果検証のための計測、取材等に協力していただくことがあります。 ※報告先が変更される場合は、前もってご連絡いたします。

第1回 提出期限: 2022年10月末日(報告対象期間:2022年4月~2022年9月分) 第2回 提出期限: 2023年4月末日(報告対象期間:2022年10月~2023年3月分) 第3回 提出期限: 2023年10月末日(報告対象期間:2023年4月~2023年9月分) 第4回 提出期限: 2024年4月末日(報告対象期間:2023年10月~2024年3月分)

## (6)取得財産の管理等

補助事業者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。補助事業者は、補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年以内に取得財産等を処分(転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄)しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがあります。SIIは補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとします。

### <財産処分について>

交付規程に則り、財産処分を行いSIIの承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- ・処分制限財産の取得日(支払日)を起算日とする。
- ・処分制限財産に対し、転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄を行った日を処分日とする。
- ・処分制限期間は、補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年とする。
- ・計算用の決算日を3月31日とする。
- ・減価償却方法は「定額法」を採用する。
- ・上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

※その他、平成16年6月10日大臣官房会計課の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に該当する場合(転用・譲渡・交換・貸付け・担保・廃棄・取り壊しの財産処分)においても同様とする。

### (7)交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等

万一、交付規程に違反する行為が行われていたとSIIが判断した場合、補助事業者に対して次の措置が講じられることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取り消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- ③ 一定の期間、補助金等の全部又は一部の交付を行わないこと。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

※ 適正化法:補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)

#### <個人情報の利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただくことがあります。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。

また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

# 3-6 注意事項

申請者、手続代行者及び、ZEHビルダー/プランナーは、以下の点に注意してください。

### 【交付申請時に関して】

- ① **1つの住宅に対して、1件の申請**のみ受付けます。また、同一人が本事業において複数の申請をすることはできません。同じ住宅に対して、複数の申請がある場合は、全ての申請を認めません。 但し、リース事業者はその限りではありません。
- ② 申請者は、申請する住宅の建築主・所有者となる個人であり、当該住宅に常時居住する予定の者であること(別荘、セカンドハウス等は補助対象外)。
- ③ 申請後の申請者の変更は原則として認めません。また申請内容に変更の可能性が生じた場合は、**予めSIIに 報告**し、SIIの指示に従ってください。
- ④ 申請後に手続代行を行う法人を変更することは原則として認めません。
- ⑤ 2世帯住宅において、2世帯各々で申請する場合は区分登記が必要となります(区分登記された表示登記書の 提出が必要となります)。

区分登記ができないものは、1世帯の申請とします。

- ⑥ 平日の日中(10:00~12:00、13:00~17:00)に必ず連絡が取れること。
- ⑦申請書類の返却はできませんので、ご了承ください。

### 【周辺環境への配慮について】

一般家庭において、空調、給湯、発電機器などが、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、施工会社等とよく相談の上、周辺住居等への影響を未然に防止するよう、充分な配慮をお願いします。

なお、騒音等の防止を考慮した機器の据付け方法に関して、ガイドブックが公表されておりますので、以下の ガイドブックにおいて推奨されている据付け方法をご確認の上、設置場所をご検討頂きますようお願いいたします。

- ・「騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」(社団法人日本冷凍空調工業会平成23年4月発行、平成24年2月改訂) URL: http://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t\_guide.html
- ・「運転音に配慮した家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの据付けガイドブック」(燃料電池実用化推進協議会 平成28年6月発行) URL:http://www.fccj.jp/pdf/28\_cog.pdf

### 【その他】

- ① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象 設備導入に係る補助事業者とZEHビルダー/プランナー(設計者・施工者)、手続代行者等との契約、施工、設備等 の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。 万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。
- ② 申請者、手続代行者及びZEHビルダー/プランナーは、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。 その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性が あることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をしてください。

不正をした事が明らかになった場合は、補助金の支払いを行いません。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行ってください。

(注)表紙裏面 "補助金を申請及び受給される皆様へ" をご確認ください。

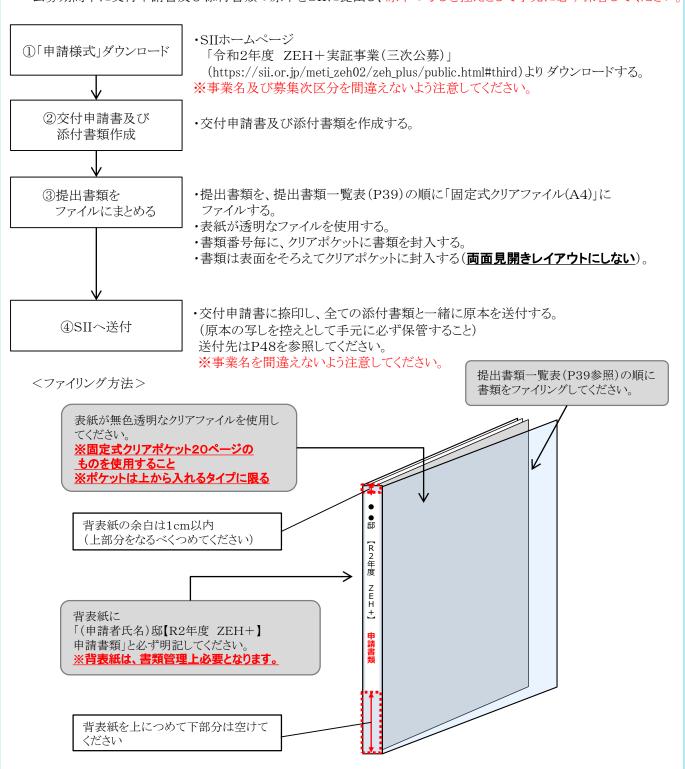
# 3 -7 よくあるご質問について

SIIホームページに「よくあるご質問」を掲載しておりますので、ご確認ください。 https://sii.or.jp/meti\_zeh02/zeh\_plus/faq.html

# 4 交付申請の方法

# 4-1 申請について

- ・SIIホームページから「令和2年度 ZEH+実証事業」(https://sii.or.jp/meti\_zeh02/zeh\_plus/public.html#third)を 選択して、「公募情報」の「三次公募」から申請様式をダウンロードし、交付申請書及び添付書類など申請に必要な 書類を作成してください。
  - (注) P39 「交付申請 提出書類一覧表」を参照し、書類不備のないよう注意してください。
- ・公募期間中に交付申請書及び添付書類の原本をSIIに提出し、原本の写しを控えとして手元に必ず保管してください。



# 4-2 交付申請 提出書類一覧表

- ・提出書類は、下記の順番に、「固定式クリアファイル(A4)」へ綴じ込み提出してください。
- ・建築図面は全てA3で作成して提出してください。

No.	書類	j名	内容	区分	様式	作成例
1)	交付申請書		・SIIが指定する交付申請書に記入すること		様式第1	P41 ∼44
2	誓約書		・SIIが指定する誓約書に記入すること		定型様式3-4	P45
3	実施計画書		・申請する住宅の概要及び導入する設備の情報を記入 すること		定型様式3-1	P46 ~47
4		配置図	・真北と建物との方位角が記載されていること	•		
(5)	建築図面 (A3で作成)	平面図 (兼設備設置 図)	各階毎に部屋名・寸法が記載されていること ※補助対象設備の設置場所は、後年度(2年目)の交付申請時に 記入すること	•	様式自由 (A3用紙)	_
6	(AS CIFIX)	立面図 (四面)	・東西南北の四面が全て記載されていること ・断面図と同等に階高等が記載されていること ※太陽光発電のパネルについては後年度(2年目)の交付申請時に 記入すること	•	(A3)[]/[A]	
7	【選択要件❷】 高度エネルギー マネジメントを選	申請時に AIF認証取得が 完了していない 場合	・AIF認証取得に責任を有する主体(機器メーカー等)による ECHONET Lite AIF認証取得に係る意思決定を示す文書	0	様式自由	_
	択した場合	自己確認での対応の場合	・自己確認したことを証する書面(自己確認適合書等) ・住宅設備機器メーカー等が公表するホワイトリスト (詳細はP30参照)	0	様式自由	-
8	本人確認書類の写し		・運転免許証、健康保険証、日本国パスポート、外国人登録 証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉 手帳、印鑑登録証明書のいずれか1つ ・有効期限内のもの (印鑑登録証明書の場合は発行日が申請日より3か月以内のもの)	•	_	_
9	提出書類内容チェックリスト		・①~⑧の書類について、添付漏れや記入の不備がないかチェックすること(手続代行者のチェックでも可)	•	定型様式3-5	P40

凡例 ●:提出必須の書類 ○:申請内容に該当する場合のみ書類を提出

# 5 交付申請書及び添付書類の入力例

# 定型様式3-5 提出書類内容チェックリスト

定型様式 3-5

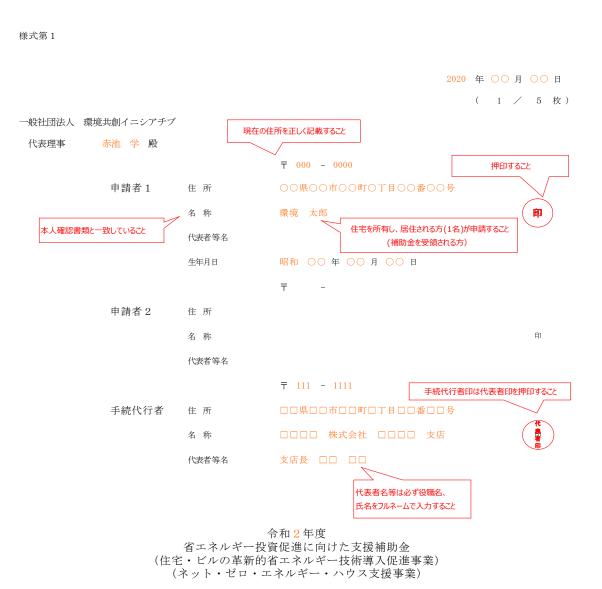
提出書類内容チェックリスト(令和2年度 ZEH+実証事業 三次公募)

(注1)提出書類の並び順は当チェックリスト順にし、透明表紙の固定式クリアファイルに綴じ込み、必ず背表紙を付けて提出すること。 (注2)各書類の項目に応じた内容を確認し、申請する住宅に該当する項目のみ確認欄にチェックすること。

	申請者名		環境 太郎						
	手続代行者名		□□□□ 株式会社 □□□□ 支店						
No	書 類 名		項目	内 容	確認欄				
	① 交付申請書 (様式第1)		女仏山神寺	申請する様式は令和2年度 ZEH+実証事業のものか。					
(1)			交付申請書	必要事項が記入されているか。					
					申請者	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。			
2	誓約書		共同申請者 共同申請者がいる場合のみ	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。					
			手続代行者  交付申請書に記載のものと整合性がとれているか。						
3	実施計画書		実施計画書全般	申請する住宅の概要、選択要件、設備仕様等、交付申請時の必要事項が全て記入 されているか。					
(5)			配置図	真北と建物との方位角が明記されているか。					
6	建築図面 (A3用紙で提出すること)		平面図(兼設備設置図)	各階ごとに部屋名・寸法が明記されているか。					
7			立面図(四面)	東西南北全てあり、屋根勾配及び階高、開口部等が確認できるよう明記されているか。					
	【選択要件❷】 高度エネルギー	AIF認証	AIF認証取得意思決定文書 (AIF認証の取得が完了していない場合)	責任を有する主体(機器メーカー等)の名称は記載されているか。					
8	同及エネルヤー マネジメントを選択 した場合のみ	AIF心証 関連書類	・自己適合宣言書等 ・住宅機器メーカー等が公表するホワイトリスト (AIF認証を取得せず自己確認の場合)	左記で表記された書類が、2点揃っているか。					
(II)	① 本人確認書類の写し		発行日	有効期限内のものであるか。					
m			登録者	申請者本人のものであるか。					
(12)	担山書籍内容。	£, #1171	申請書ファイルの背表紙	申請書ファイルに背表紙を付けているか。					
UE)	提出書類内容チェックリスト		チェックの確認	提出書類内容チェックリストに確認漏ればないか。					

ZEH+002-3

## 様式第1交付申請書 1/5



交付申請書

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第4条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る交付の申請をします。なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

ZEH+002-3

# 様式第1交付申請書 2/5

記 (2/5枚) 1. 申請する補助事業 令和2年度 ΖΕΗ+実証事業 のうち ΖΕΗ+ 令和2年度 ΖΕΗ+実証事業 のうち 次世代ΖΕΗ+ 自動転記 2. 補助事業の名称 環境 太郎邸 ZEH+実証事業 3.補助事業の実施計画 別添による 4. 補助金交付申請額 補助金交付申請額 50,000 円 5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分(別紙1) 交付決定までの期間を配慮して、本年度(1年目)の 補助事業(省エネ性能表示(BELS等)の取得)開始日 を西暦で入力すること 6. 補助事業の開始及び完了予定日 年 月 開始年月日 日 完了予定年月日 2021 年 月 日 最終事業完了予定日(複数年度事業) 日 本年度(1年目)の「完了予定年月日」は、 「完了予定年月日」は本年度(1年目)の日付、 「最終事業完了予定日(複数年度事業)」は 省エネルギー性能表示 (BELS等) の (注) この申請書には、以下の書面を添 評価書を取得し、且つ、取得費用の支払が完了す 後年度(2年目)の日付を入力すること る日付を公募の事業期間を確認し、記入すること 暴力団排除に関する誓約事項(別ペイ) 役員名簿(別紙3) (備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。 ZEH+002-3

# 様式第1交付申請書 3/5

(別紙1)

印刷して提出すること

(3/5枚)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

(単位:円)

補助対象 経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率 (参考値)	補助金の額 (参考値)
設計費	_	_	÷ 45	50, 000
設備・工事費	_	_	定額	0
合計	_	_	_	50, 000

<sup>※</sup>補助金の額(補助対象経費区分ごと)は、小数点以下(1円未満)を切り捨てとする。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

ZEH+002-3

## 様式第1交付申請書 4/5

(別紙2)

・暴力団排除に関する誓約事項を熟読し、理解の上で申請して下さい ・(1)~(4)に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としません

(4/5枚)

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、 補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚 偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき 又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は 代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を 有しているとき。

以上

ZEH+002-3

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

### 定型様式3-4 誓約書

定型様式3-4

環境 太郎邸0000000

交付申請書(1/5枚)から自動表示

2020年 〇〇月 〇〇日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

令和2年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 (住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) 誓約書

私は、補助金の交付の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)に提出するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

#### 1. 交付申請

本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、申請者、手続代行者の役割及び要件等について確認し、了承している。

#### 2 暴力団排除

暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。

#### 3. 交付決定前の事業着手の禁止

交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。

#### 4. 重複申請の禁止

他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。

#### 申請の無効

申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。 万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。

#### 6. 個人情報の利用

SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証の ための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。 また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。

### 7. 申請内容の変更及び取下げ

申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、SIIに連やかに報告することを了承している。 万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。

#### 8. 現地調査等の協力

補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。

#### 9. 事業の不履行等

申請者、手続代行者がSIIに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。

#### 10. 免責

SIIは、ZEHビルダー/プランナー、ZEHデベロッパー、手続代行者、補助事業者(補助事業を行おうとするもの)、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。

#### 11. 事業の内容変更、終了

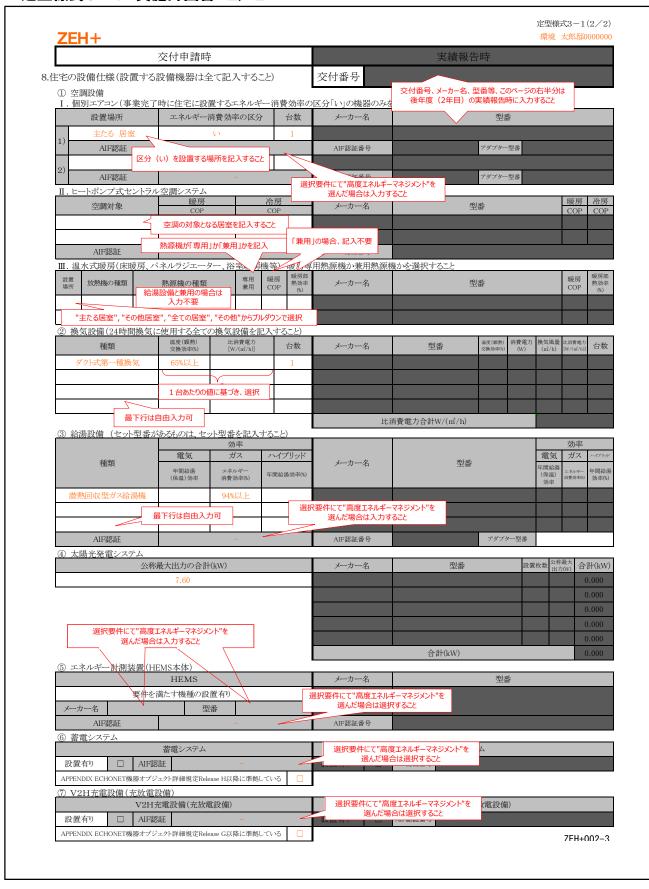
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

入力必須 上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。 法人名又は氏名は入力、直筆どちらでも可 2020 年 〇〇 月 〇〇 日 押印すること 亷 申請者1 名称 環境 太郎 代表者等名 申請者2 名称 **代事老筮**夕 EΠ 交付申請書(1/5枚)の 手続代行者記載情報と一致していること 手続代行者印は代表者印を押印すること 手続代行者 会补名等 □□□□ 株式会社 代表者等名 支店長 🗆 🗆 🗆 ZEH+002-3

# 定型様式3-1 実施計画書 1/2

ZEH+					<b>春春日</b>	 時は「ZEH+実i	正事業 宇施	環境太郎	
ZEIII		701	[+実証事	** +*		INGREE LITTER	业于未 天心。	の一回音」で送	1/19 900
		ZEF	1十 关证事	来					
1.補助対象住宅の格		ZEH+Ø	_		_				
募集次区分 	三次公募	gard ZI	EH+	戸数割当治	央定番号	_		-	
交付申請者氏名				申請者σ	連絡先を入力する	電話番号	( 00	) 0000	- 00
建設予定地	₹ 000 - 0000		00	<b>市</b> ○С	)○町○○○-	○ 【前	は原則地番	を入力すること	
建築区分	新築	地域区分 6	年間日射地域区分	A4	多雪地域	ZE	EHの種別	[ZEH	<u> </u>
工法 該当工法に	■をつける	本造 (枠組壁工		□ RC造	住宅のエ	法を選択すること		種別	選択
ZEH+の選択 導入する要件に■	マ要件 の 中州	能の更なる強化		エネルギーマネ	ジメント	<b>■</b> 電気	気自動車を活	舌用した充電	設備
次世代ZEH+の追加 導入する追加要件	加選択要件	<i>、ス</i> テム	□ 燃料電	電池	二つ以上選		H充電設備	(充放電設備	<b></b>
THE PARTY OF THE P			_	_	_				
2.床面積	VI. I. — — — — — — — — — — — — — — — — —	階数	1F		2F	3F		合計(	m²)
(申請建物の建築基準)	医上の面積)	床面積(m²)		78.66	60.1	5		$\wedge$	138.
3.断熱性能				I .		合計	けは自動計算	で表示	
	熱貫流率(UA) まで、三位以下切上げ)	0.48			た、基準一次エネル・ 量削減率(小数点以下		3	35	%削
冷房期平均日	射熱取得率(η <sub>AC</sub> )	1.5	再生可能工	- -ネルギー等を <b>加え</b>	<b>た、</b> 基準一次エネル・	ドー消費量からの	11	32	%削
(小数点第一位)	まで、二位以下切上げ)	1.0		スエイルキー消費:	量削減率(小数点以下	ツ店()	1	-	1249
4.他の補助金の申記 他の補助金 令和2年度 ○○○	金等に申請している、ま	たは申請予定の場合に	まその補助金等	の名称を必ず言	己入すること				
他の補助会令和2年度 ○○○	金等に申請している、ま	たは申請予定の場合に	まその補助金等	の名称を必ず言	己入すること				
他の補助。 令和2年度 〇〇〇 5.リース情報	金等に申請している、ま	たは申請予定の場合(			己入すること				
他の補助。 令和2年度 〇〇〇 5.リース情報	金等に申請している、ま	たは申請予定の場合に		の名称を必ず言	己入すること				
他の補助。 令和2年度 〇〇〇 5.リース情報	金等に申請している、ま	たは申請予定の場合に			己入すること				
他の補助。 令和2年度 〇〇〇  5.リース情報  □ 蓄電システム □ V2H充電設備  6.ZEHビルダー/ブ	金等に申請している、主  (本)が電設備  (を)がでは、 (本)が電設備  (を)がでいる。  (本)が電設備  (を)がでいる。  (本)が電影ができます。	たは申請予定の場合に			己入すること	支店が無い	小場合は、グリ	ルーブ番号入り	力不要
他の補助。	金等に申請している、主  (本)が電設備  (を)がでは、 (本)が電設備  (を)がでいる。  (本)が電設備  (を)がでいる。  (本)が電影ができます。					支店が無い	場合は、グリ	レーブ番号入力	力不要
他の補助な合われています。 他の補助な合和2年度 〇〇〇	金等に申請している、ま の 補助金 構(充放電設備)		_	料電池	₹ ●●●	支店が無い	小場合は、グリ	レープ番号入力	力不要
他の補助。	金等に申請している、主 ○○補助金 (充放電設備) "ランナー情報 ZEH31 ● - ● ●		□ ½	料電池	子 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	支店が無い	場合は、グル	レーブ番号入力	り不要
他の補助。 令和2年度 〇〇〇  5.リース情報	金等に申請している、ま ○ 補助金 情(充放電設備) プランナー情報 ZEH31 ● - ● ● ● ・ ハウス は申請内容に関する間	●●-●●	ZEHビ) 登録番号及 できる実務担当	料電池 グルーブ番射 レダー登録証に記 なび登録名称(原 活者の連絡先を	<ul><li>書載された</li><li>量号)を入力</li><li>記入すること。</li></ul>	支店が無い	、場合は、グリ	レープ番号入力	力不要
他の補助。 令和2年度 〇〇〇  5.リース情報	<ul> <li>金等に申請している、ま</li> <li>○ 補助金</li> <li>(充放電設備)</li> <li>プンナー情報</li> <li>ZEH31 ● - ● ● ● ハウス</li> <li>は申請内容に関する間</li> <li>は申請内容に関する間</li> <li>、間合せ等に確実に</li> </ul>	●●●●	ZEHビ) 登録番号及 できる実務担当	料電池 グループ番号 とひ登録記に記 が登録名称(見 着者の連絡先を必ず記	表された <b>を</b> とう を入力 記入すること。		小場合は、グ)	レーブ番号入力	り不要
他の補助。 令和2年度 〇〇〇  5.リース情報	金等に申請している、ま  ○ 補助金  (	●●●●	ZEHビ) 登録番号及 できる実務担当	料電池 グルーブ番射 レダー登録証に記 なび登録名称(原 活者の連絡先を	<ul><li>書載された</li><li>量号)を入力</li><li>記入すること。</li></ul>	友店	場合は、グリ	ループ番号入力	り不要
他の補助。	<ul> <li>金等に申請している、ま</li> <li>○ 補助金</li> <li>(充放電設備)</li> <li>プンナー情報</li> <li>ZEH31 ● - ● ● ● ハウス</li> <li>は申請内容に関する間</li> <li>は申請内容に関する間</li> <li>、間合せ等に確実に</li> </ul>	●●-●●  合せ等で確実に対応  応じることができるよう	ZEHĽ/ 登録番号及 できる実務担当 申請者本人の)	料電池 グループ番号 ひ登録品に記む登録名称(見る者の連絡先をを立ず語 支店名 ふりがな 担当来氏名	表表れた を与)を入力 記入すること。 こ入すること	友店	小場合は、グリ	レープ番号入力	力不要
他の補助。 令和2年度 〇〇〇  5.リース情報	金等に申請している、ま  ○ 補助金  (	●●・●●  引合せ等で確実に対応  応じることができるよう  二会社  日中連絡の取れる連	ZEHĽ/ 登録番号及 できる実務担当 申請者本人の)	料電池  グループ番号  び登録名称 (原  は者の連絡先を必ず言  支店名  ふりがな  坦当来氏名  記番号を入力する	表表れた を与)を入力 記入すること。 こ入すること	友店	場合は、グノ	レーブ番号入力	力不要
他の補助。 令和2年度 〇〇〇  5.リース情報	金等に申請している、ま の 補助 金 構 (	●●・●●  引合せ等で確実に対応  応じることができるよう  二会社  日中連絡の取れる連	ZEHビ/ 登録番号ができる実務担当申請者本人の対象	料電池  グループ番号  び登録名称 (原  は者の連絡先を必ず言  支店名  ふりがな  坦当来氏名  記番号を入力する	表表れた 程号)を入力 記入すること。 こ入すること	文店 □ □ □ □ □ □		レーブ番号入力	
他の補助。 令和2年度 〇〇〇  5.リース情報  二 蓄電システム  □ V2H充電設値  6.ZEHビルダー/ブ  ビルダー/ブランナー  型験番号  ビルダー/ブランナー  型験番号  ・ 大手続代行者情報  手続代行担当者に 本人申請の場合  手続代行会社名  所属  住所	**(	●●-●●    日中連絡の取れる連	ZEHビル 登録番号及できる実務担当申請者本人の近	がようないない。 はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます	<ul><li>載された</li><li>電号)を入力</li><li>記入すること。</li><li>ご入すること</li><li>ご入すること</li><li>ごろすること</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li><li>ごろう</li></ul>	文店 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			

# 定型様式3-1 実施計画書 2/2



# 6 申請書提出先及び問合せ先

# 申請書提出先及び問合せ先

### (1)提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の会社名・担当者氏名・電話番号を明記し、内容物欄にチェックをした上で封筒等に貼り付けて提出してください。

複数の申請書をまとめて一口で提出する場合は、申請書数も明記してください。複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用ください。

なお、申請書の提出先は、事業によって異なりますので、他の事業には絶対に使いまわさないでください。

	中請者促出先ンート	(2/11/2)
〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階 一般社団法人 環境共創イニシアチブ ZEH事務局内 『令和2年度 ZEH+実証事業』 申請係	**あてはまる内容物にチェックを してください <b>交付申請書</b> <b>での他の書類</b>	17 (1990) 17 (19
会社名 担当者氏名 電話番号	複数申請書を同封の場合 申請 書数 件	
\ <u>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</u>		·

上記は、今和2年度 ZEH+実証事業 の提出先を示したものです。 提出先は事業によって異なりますので、各事業の「申請書提出先及び問合せ先」ページをご確認ください。

# (2)発送の注意事項

- ① 他の事業の「申請書提出先シート」の使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意してください。
- ② SIIから申請者又は手続代行者に対して申請書を受け取った旨の連絡はいたしません。
- ③ 必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。
- ④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意してください。
- ⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意してください。

### (3) 問合せ先

TEL: 03-5565-4081 (10時~17時 平日のみ)

※ 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の問合せ先に ご連絡ください。

# 7 本年度(1年目)の実績報告提出書類一覧

# 詳細は、交付決定通知と同時に配布される「事務取扱説明書」をご確認ください。

No.		書類名·内容	区分	形式
1	実績報告書	•	指定様式	
2	精算払請求書	•	指定様式	
3	着手前写真	•	指定様式	
4	確認済証の写し	確認申請不要の地域は建築工事届の写しを提出。 ※未取得の場合は提出不要(後年度事業にて提出)。	0	写し
5	BELS評価書の写し	表裏両面を提出すること。	•	写し
6	エネルギー計算結果の写し	BELS評価機関の押印があるもの。	•	写し
7	平面図、立面図及び 矩計図の写し	BELS評価機関の押印があるもの。 UA値の記載がある建設住宅性能評価書を取得予定の 場合、矩計図は提出不要。	0	A3二つ折り
8	外皮計算書一式の写し	BELS評価機関の押印があるもの。 UA値の記載がある建設住宅性能評価書を取得予定の 場合は提出不要。	0	様式自由
9	外皮仕様調書	UA値の記載がある建設住宅性能評価書を取得予定の 場合は提出不要。	0	指定様式
10	【高度エネルギーマネジメント】 相互接続性確認表	[ZEH+の選択要件]で「❷高度エネルギーマネジメント」を 選択した事業のみ提出すること。	0	指定様式

凡例 ●:提出必須の書類 ○:申請内容に該当する場合のみ書類を提出

# 補助事業の詳細は、SIIホームページをご覧下さい

「ZEH+実証事業」

https://sii.or.jp/meti\_zeh02/

TEL 03-5565-4081

【受付時間】平日 10:00~17:00